

EC - ノルウェー産養殖サケへの AD 措置

(パネル報告 WT/DS337/R, 提出日: 2007 年 11 月 16 日, 採択日: 2008 年 1 月 15 日)

清水章雄

．事実の概要

1．措置の概要

本件のパネル・レポートは、EC によるノルウェー産養殖サケに対する確定的ダンピング防止税の賦課及び暫定的ダンピング防止税の確定的徴収に関する紛争についてのものである。

EU サケ生産者グループによるダンピング防止税賦課申請を受け、EC 委員会（調査当局）は、2004 年 10 月 23 日にダンピング防止税調査を開始した。ダンピング及び損害のための調査対象期間（「調査期間」）は、2003 年 10 月 1 日から 2004 年 9 月 30 日であった。損害の査定に関連する動向(trends)については、2001 年 1 月 1 日から 2004 年 9 月 30 までのデータが分析された（「考慮期間」）(para. 2.1)。

非損害価格(non-injurious prices)(注 1)を基礎とする従価税形式による 6.8% から 24.5% の暫定的ダンピング防止税が 2005 年 4 月 22 日にノルウェー産の養殖サケに課せられた。非損害価格は、生産費及びダンピング輸入のない通常の競争条件の下で合理的に得られる税込みの利益を回収できる価格として、生産費に 7.2% の利益マージンを加えることにより暫定的に算出された(para. 2.3)(注 2)。その後、暫定的ダンピング防止税は、養殖サケの市場価格の高騰があったことから、最低輸入価格(minimum import prices, "MIPs")を伴う従価税に変更され(para. 2.3)、輸入養殖サケの共同体の境界における CIF 価格が最低輸入価格以上である場合は、暫定的ダンピング防止税は課されないこととなった(注 3)。

2006 年 1 月 17 日に課された確定的ダンピング防止税は、最低輸入価格及び固定ダンピング防止関税(固定関税, fixed duty)の形をとり、その両方とも非損害価格に基づいて算定された(paras. 2.4)。固定関税は最低輸入価格の回避する輸入の対応策であり、損害マージンの加重平均(これは、ダンピング・マージンの加重平均未満であることが確認された。)を基礎として算出された。輸入後の確認において、共同体内の最初の独立した顧客が実際に支払った共同体境界渡しの純価格(輸入後価格)が税関申告による税込みの共同体境界渡しの純価格より低く、かつ、輸入後価格が最低輸入価格より低い場合に、固定ダンピング防止税が適用される(注 4)。

2．手続の時系列

2006 年 3 月 17 日 ノルウェー、協議要請

- 5月12日 協議不調
- 5月29日 ノルウェー，パネル設置要請
- 6月22日 DSB，パネル設置
- 8月2日 事務局長，パネルを次の委員により構成。

Jose Graca Lima (議長), Luz Elena Reyes de la Torre 及び Donald Greenfield

(なお，カナダ，中国，香港，日本，韓国及び米国が第三国参加の権利を留保)

．結論(paras.8.1-8.3)

パネルは多岐にわたる論点について判断を出したが，各論点の関係条文及び及び及びで論じる論点の結論内容は以下の通りである。

1 以下のダンピング防止協定の各条について，E Cの違反が認められた。

(i)4.1 条。国内産業の定義に対するアプローチが同条に定める定義と合致せず，次の各条に違反した。

- ・ 5.4 条。間違って定義された国内産業に関する情報に基づいて開始の申請を支持する決定を行った。

- ・ 3.1, 3.4 及び 3.5 条。間違って定義された国内産業に関する情報に基づいて損害及び因果関係の分析を行った。

(ii)6.10 条。

(iii)2.2.2 条。

(iv)2.2.2 条。

(v)6.8 条及び附属書 2 第 3 項。Grieg Seafood の提出したフィレ加工経費の情報を無視し，かつ，不当に「知ることができた事実(facts available)」を利用した。

(vi)6.8 条附属書 2 第 3 項。Grieg Seafood の提出した資金調達経費の情報を無視し，かつ，不当に「知ることができた事実」を利用した。

(vii)9.4(i)条。

(viii)6.8 条及び附属書 2 第 1 項。サンプリング質問状を受け取らず，かつ，FHL (Norwegian Seafood Federation)又は NSL (Norwegian Seafood Association)の会員ではない 67 社のうち 33 社のダンピング・マージンを確定するために「知ることができた事実」を利用した。

(ix)2.2.1.1 条。

(x)2.2 条。

(xi)2.2 条及び 2.2.1.1 条。

(xii)2.2 条。

- (xiii)2.2.2 条。
- (xiv)2.2.2 条(iii)。
- (xv)2.2 条及び 2.2.1.1 条。
- (xvi)3.1 条及び 3.2 条。
- (xvii)3.1 条及び 3.2 条。
- (xviii)3.1 及び 3.4 条。
- (xix)3.5 条。
- (xx)9.2 条。
- (xxi)9.4 条(ii)条。
- (xxii)6.4 条。

2 以下のダンピング防止協定の各条について，E Cの違反が認められなかった。

- (i)2.1 及び 2.6 条。「検討の対象となる産品」の決定に関して。その結果，2.1, 3.1, 3.2, 3.4, 3.5, 3.6, 5.1, 5.4 条の違反もない。
- (ii)3.1, 3.4 及び 3.5 条。
- (iii)6.10 条。
- (iv)6.10 条。
- (v)2.2 及び 2.2.1 条。
- (vi)9.4(i)条。
- (vii)6.8 条及び附属書 2 第 1 項。
- (viii)2.1, 2.2 条及び 2.2.1.1 条。
- (ix)2.2 条。
- (x)2.2.2 条。
- (xi)9.1 条, 9.2 条及び 9.3 条並びに及び GATT1994 第 6 条 2 項。
- (xii)9.1, 9.2 条及び 9.3 条。
- (xiii)6.4 条。
- (xiv)6.2 条及び 6.9 条。
- (xv)12.2 条及び 12.2.2 条。

3 以下のダンピング防止協定の各条についてのノルウェーの請求について，訴訟経済に基づき，パネルは判断しなかった。

- (i)2.2 条。
- (ii)附属書 2 第 6 項。
- (iii)附属書 2 第 6 項。
- (iv)2.1 条及び 2.2 条。

- (v)2.2 条。
- (vi)3.5 条。
- (vii)3.1 条。
- (viii)GATT1994 第 6 条 2 項。
- (ix)6.2 条。
- (x)12.2 条及び 12.2.2 条。

． パネル報告の主要論点の要旨

論点 A 「検討の対象となる産品」の決定

1 申立国(ノルウェー)の主張

GATT1994 第 6 条 1 項及び A D 協定 2.1 条が輸出産品の輸出価格より輸出国における「同種の産品」の正常価格が低い場合にダンピングが存在するとしていること、さらに、2.6 条が「同種の産品」を「検討の対象となる産品」と「すべての点で同じである産品」又は「すべての点で同じではないが当該産品と極めて類似した性質を有する他の産品」と定義しているのであるから、ダンピングの存在を立証するのに必要な価格比較は、同一の産品又は極めて類似した性質を持つ産品間でなされたものでなくてはならない(para. 7.14)。この義務は、調査当局が多数の産品をまとめて単一の調査を行う場合は、「同種の産品」を構成するいかなる産品であっても、「検討の対象となる産品」を構成するすべての産品と同種でなければならないことを意味する(para. 7.15)。全体としての(as a whole)検討の対象となる産品に関して 2.6 条に基づく「同種の産品」の評価がなされなくてはならず、たとえば、「同種の産品」を構成する魚丸ごと(whole/HOG fish)は、「検討の対象となる産品」を構成する魚丸ごと及び魚のフィレ(fish fillets)の両者と同種でなければならない。同様に、「同種の産品」を構成する魚のフィレは「検討の対象となる産品」を構成する魚丸ごと及び魚のフィレ(fish fillets)の両者と同種でなければならない(para. 7.16)。

以上と異なる E C の「検討の対象となる産品」の決定は、2.1 条及び 2.6 条に適合せず、E C は間違った「検討の対象となる産品」の決定を基礎にして、調査を開始し、ダンピング及び損害の存在を決定した(para. 7.13)。

2 被申立国(E C)の主張

2.6 条は単なる定義規定であって、義務を課するものではない(para. 7.23)。2.1 条は、検討の対象となる産品の選定に関する義務を含むものではなく、手続の後の段階でのダンピングの決定及びダンピング・マージンの算定に関して義務を定めるものである(para. 7.24)。

ノルウェーはマス及び野生のサケを除外すること、又は、魚丸ごと及び内臓を取り除いた頭付き魚を検討の対象となる産品に含めること、若しくは内臓を取り除いた頭なし魚を含む他の形態(presentation)の養殖サケを含めること、及び、生鮮、冷蔵又は冷凍したものを含めることに反対していない。ノルウェーは、あらゆる重さの皮付き又は皮なし、生鮮、冷蔵又は冷凍のフィレを、これらのカテゴリーが魚丸ごとというカテゴリーとは別に検討されなければならない単一の産品を構成することを根拠に、検討の対象となる産品に含めることには反対し、E Cが2つの別々の調査を開始することを義務づけられるとする。2.6条は関係産品の選定とは関係なく、2.1条は関係産品の選定に関して調査当局にいかなる義務を課するものではない。本件はサケとマスのように異なった産品をまとめたものではなく、産品の連続したモデル又はタイプから連続していないいくつかのモデル又はタイプを除外したものでもない。単純にすべての形態の養殖サケというように、関係産品は単純に選定されている(para. 7.33)。

3 パネルの判断

A D協定には検討の対象となる産品の選定、記述又は決定に関する特定の規定はない(para. 7.43)。2.1条の条文にもA D協定の他の条文にも、2.1条にいう産品のパラメーターを決めるものではなく、産品の中での同質性(homogeneity)の要求はない(para. 7.49)。

2.6条の主題は調査の対象である産品の範囲ではない。2.6条は「同種の産品」を識別するために産品のあるグループと「検討の対象となる産品」との間の「同種性」の評価を要求するのであるから、2.6条の規定が作用する前に「検討の対象となる産品」の範囲が既に分かっている必要がある(para. 7.51)。ノルウェーの立場は、調査の対象となる産品の分断化(fragmentation)並びに同種の産品の必然的な分断化及び最終的には国内市場の分断化を要求するという不合理な状況に帰着する(para. 7.59)。

2.1条及び2.6条は、検討の対象となる産品が産品のカテゴリーからなる場合に、産品のすべてのそのようなカテゴリーが個別に互いと同種であることを確保する義務を調査当局に課するものではない(para. 7.68)

論点B 国内産業の決定についての違反

1 申立国(ノルウェー)の主張

検討の対象となる産品を魚丸ごとからフィレまで含めたのに対し、E Cによる国内産業の範囲は、15の養殖業者(主として魚丸ごとを販売する。)からなり、養殖業者ではないフィレ製品を生産する加工業者を含んでいない。このミスマッチは、4.1条違反となる(para. 7.77)。

2 被申立国(E C)の主張

4.1 条は国内産業の定義を定めるのみであり，W T O加盟国に義務を生じさせるものではない(para. 7.88)。フィレ加工業者は養殖サケを産み出すこと，すなわち，生産することに係わるものではなく，関係産品を消費することに係わるものである(para. 7.113)。

3 パネルの判断

4.1 条が定義を定めるものだからといって，調査当局の適切な国内産業に関する決定のA D協定との非適合性についてのパネルによる判断を妨げるものではない(para. 7.117)。

「生産する」とは「精神的又は肉体的労働により産出する」ことと定義され，「内臓を取ることを落とすこと及びフィレに下ろすこと」は肉体的労働によりサケのフィレを産出するという「生産」に従事するものである(para. 7.114)。サケのフィレが本件においてE Cの特定した同種の産品の範囲内にあることについては争いはなく，いかなる形態の同種の産品を生産するいかなる企業も同種の産品の生産者として認められ，それだけで国内産業の一部として認められる(para. 7.115)。以上のE Cの国内産業の定義に基づいて行われた国内産業の調査は，5.4 条に基づく調査開始について支持の適切さの決定及び3 条に基づく損害及び因果関係の検討について，間違いを犯したことになる(para. 7.118)。

論点C 「知ることができた事実」への依拠による違反

1 申立国(ノルウェー)の主張

Grieg Seafood が調査当局へ提供したフィレ加工経費についての情報は，調査当局による最初の質問状の確認の後で提供されたが，提供された情報が信頼できなかったとして調査当局は Grieg Seafood に追加のデータの提供を求め得た。調査当局は，これを行わなかった。調査当局は，Grieg Seafood の提供した情報を過度の困難なく利用し得た(para. 7.322)。資金調達経費の算定についても，Grieg Seafood が調査当局へ提供した情報も，確認可能であり，適時に提出がなされ，過度の困難なく利用し得た(para. 7.323)。調査当局は，正常価格を決定する目的のためにフィレ加工経費を定めるにあたり，「知ることができた事実」に依拠したが，6.8 条並びに附属書 2 第 3 項及び6 項にある「知ることができた事実」を規律する条件を守らなかった(para. 7.331)。

2 被申立国(E C)の主張

調査当局は，Grieg Seafood が提供した情報ではなく他の情報源の情報を利用して同社のフィレ加工経費を決定した。これは，6.8 条にいうところの「知ることができ

た事実」に利用にはならず、また、調査当局の行為は附属書 2 第 3 項及び 6 項に完全に従うものであった(para. 7.331)。資金調達経費については、その適切な額の決定に際して、Grieg Seafood の提供した実際のデータではなく特定の計算方法を適用したものであり、「知ることができた事実」に依拠しなかった(para. 7.327)。

3 パネルの判断

6.8 条にいう必要な情報とは、決定を行う目的のために調査当局により要求される利害関係者の有する情報であり(para. 7.343)、調査当局が要求した Grieg Seafood の実際のフィレ加工経費は 6.8 条の意味における必要な情報である。Grieg Seafood による情報の提供は、確認が可能であり、適時に提供され、かつ、過度の困難をもたらすことなく使用することができたと認められ、それにもかかわらず別の情報源からの情報を使ったことは、6.8 条及び附属書 2 第 3 項に違反する(para. 7.372)。

解説

1 パネル・レポートの採択

本件のパネルの判断に対する上訴はなく、D S B は 2008 年 1 月 15 日にパネル・レポートを採択した(注 5)。この D S B の会合において、E C にはこのダンピング防止措置を撤廃する以外の選択はないとノルウェーは述べた。さらにノルウェーは、パネルは主として事実に関する特定の論点についてノルウェーに有利な判断を下し、主として法的性格を有する同様に多くの点について E C に有利な判断を下したと述べた(注 6)。

2008 年 2 月 8 日の D S B 会合において、E C は完全な履行の確保を意図しており、すでに完全な履行のために必要な処置を取り始めたが、合理的な履行期間が必要であると述べた。ノルウェーは、本件ダンピング防止措置の撤廃を期待しており、再計算はすべての違反を取り除くことができないと述べた。E C はノルウェーが E C の措置の撤廃を要求したにもかかわらずパネルは撤廃を勧告することを明示的に拒否したと述べ、パネルの勧告を基礎として裁定を履行すると述べた(注 7)。

2 「検討の対象となる産品」と「同種の産品」

本件において、上記のように、どのような形態で出されようとも養殖サケは同種の産品であると E C は主張し、フィレがその同種の産品の範囲内にあることは争いが無い。ノルウェーは、単一の調査においては、検討の対象となる産品と同種の産品が産品の形態により細分化される場合に、検討の対象となる産品のなかの細分化されたカテゴリーと同種の産品のなかの細分化されたカテゴリーが同種でなければならないと主張し、検討の対象となる産品の範囲を同種性で限定しようとしている。

以下に見るように、E Cはそれぞれのカテゴリーごとにダンピング防止措置が定められており、異なったカテゴリーに同一の額の措置を課してはいない。異なった額に同一の額の措置を課しているのであれば実体的な問題について争う可能性もあろうが、ここでノルウェーが試みたのは、手続違反によるE Cのダンピング防止措置のA D協定違反を確認しようとしたことである。

E Cの確定的ダンピング防止措置を見ると、養殖サケの形態を、(1)「生鮮、冷蔵又は冷凍の魚丸ごと」、(2)「生鮮、冷蔵又は冷凍の内臓を取り除いた頭付きの魚」、(3)「生鮮、冷蔵又は冷凍のその他(内臓を取り除いた頭なしを含む)」、(4)「魚丸ごとのフィレ及び切り身に下ろされたフィレで、一切れあたり300グラムを超えるもの(生鮮、冷蔵、又は冷凍、皮付き、)」、(5)「魚丸ごとのフィレ及び切り身に下ろされたフィレで、一切れあたり300グラムを超えるもの(生鮮、冷蔵、又は冷凍、皮なし)」、(6)「魚丸ごとのフィレ及び切り身に下ろされたフィレで、一切れあたり300グラム以下のもの(生鮮、冷蔵、又は冷凍)」の6つにわけ、それぞれについて、最低輸入価格(キロあたりユーロ)及び固定関税(キロあたりユーロ)を次のように定めている(注8)。

形態	最低輸入価格 (EUR/kg)	固定関税 (EUR/kg)
(1)	2.80	0.40
(2)	3.11	0.45
(3)	3.49	0.50
(4)	5.01	0.73
(5)	6.40	0.93
(6)	7.73	1.12

(4),(5)及び(6)のフィレの最低輸入価格及び固定関税は、それ以外の製品の形態より高くなっている。本件ではE Cがこの結果を単一の調査で導いたことにノルウェーは異議をとなえている。ノルウェーは、自動車と自転車のように同種の製品ではない製品が単一の調査の検討の対象となる製品とされると、そのなかのすべての製品についてダンピングがあったか又は一部の製品についてダンピングがあったのかをダンピングの決定を示すことができなくなると主張している(para. 7.58)。

これに対するパネルの判断に示されているように、検討の対象となる製品の範囲を広げると情報の収集及び分析及び決定をA D協定に合致するように行うという調査当局の作業を困難にするであろうが、これが必ずしも間違った決定を導くとは限らない。

さらにパネルは、同種の製品については2.6条において定義されているのに対し検

討の対象となる製品の定義がないことをとらえて、用語の定義が必要である場合は慎重かつ明確に加盟国が定義を行うことができたことを示しており、定義がないことは定義を行う試みがなされなかったことを意味していると指摘している(para. 7.59)。一般的に定義がないことをこのように評価することについては疑問があるが、2.6条の同種の製品の定義を検討の対象となる製品という用語の解釈にノルウェーの主張するように持ち込むことは無理があろう。

2007年11月30日の「AD協定及びSCM協定の議長統合条文案」は、検討の対象となる製品の解釈を示している。そこでは、検討の対象となる産品を同一の基本的物理的特性を共有する輸入産品に限定している。モデル、タイプ、等級及び品質のような要素に関する差異があっても、同一の基本的物理的特性を共有する限りは検討の対象となる同一の産品の一部とすることは妨げられない。差異が大きくて検討の対象となる単一の産品から除外するかどうかは、使用における類似性、互換性、同一の市場におけるマーケット及び同一の経路における流通などを含む関連要素を基礎として決定される。

この案は、GATT第3条の同種の産品の内容に類似しており、本件で問題となっているAD協定2.6条の同種の産品の定義より対象範囲が広がっている。この案で検討の対象となる産品がどのように考えられているかを見ても、ノルウェーの主張のような形で「検討の対象となる産品」の解釈に2.6条で定義されている「同種の産品」を持ち込むことはできないであろう。

3 国内産業の決定

4.1条に基づく国内産業の決定に関する請求について、ノルウェーは次の3点の論点をあげた。すなわち、(1)フィレ加工のみを行う企業のように特定の活動の性格に基づいて、あるカテゴリーの企業を国内産業に含めないことによるECの間違い、(2)国内生産に含まれる生産者が全体の国内生産の主要な部分を占める限り、調査当局は他の生産者を無視することが許されるというECの4.1条の解釈、(3)損害の分析の文脈において国内産業のサンプリングを行うことができるかどうか、である(para. 7.107)。

「共同体産業により共同体内で生産及び販売される養殖サケ、ノルウェーの国内市場において生産及び販売される養殖サケ及びノルウェーから共同体に輸入される養殖サケの基本的な物理的特性は同一であり、同一の用途を持ち」(注10)、「検討の対象となる産品、ノルウェーの国内市場で生産及び販売される養殖サケ並びに共同体産業により共同体内において生産及び販売される養殖サケは同一の基本的物理的特性及び用途を持ち、したがって、同種である」(注11)とECは判断している。このことからパネルはECの同種の産品は検討の対象の産品と同じ広がりを持つと判断し、4.1条の文言から、本件における国内産業は、この産品(養殖サケ)の生産者の全体又

はこの製品の E C 域内総生産高の相当な部分を占めている生産者であると定義されたとした(para. 7.110)。ノルウェーは同種の製品についての E C の決定について何も述べていないが、この同種の製品が検討の対象となる製品と同じ広がりを持つことについて争いはない(パネル・レポート脚注 282)。

以上の事実の認定に加え、4.1 条には、明示的に除外することできるとされているもの以外に、同種の製品の特定のカテゴリーの生産者(本件においては、E C により同種の製品として特定された何らかの形態の生産者)を含めないと国内産業を解釈する他の何らかの場合があること示す文言はないことを理由として、パネルはフィレ加工業者を国内産業に含めないことを認めなかった。

このように、養殖サケのフィレという形態とそれ以外の形態の取り扱いについて前節で述べたように「検討の対象となる製品」の検討についてはノルウェーの主張が認められなかったが、「国内産業の決定」についてはその主張が認められ、E C の国内産業の定義は 4.1 条に適合しないとパネルは判断した。この判断に付随して、E C のダンピング防止措置が、国内申請者の支持について 5.4 条、その他、損害及び因果関係の分析が間違った国内産業の定義に基づくことになり、3.1 条、3.4 条及び 3.5 条と適合しないことになる。

国内産業の定義が間違っていたことからサンプリングも同様に間違ったものとなるが、パネルは E C がその決定を履行する際に必要が生じる可能性を考え、サンプリングについてさらに検討を加えている(para. 7.126)。

ダンピングの決定については 6.10 条に検討の対象を合理的な数の利害関係を有する者若しくは製品に制限することができる場合についての規定があり、標本抽出の基準及び方法が示されている。これに対して損害の決定についてはサンプリングに関する規定がないため、損害の決定をサンプリングによって行うことは禁止されているとノルウェーは主張している。これに対して、パネルは規定の沈黙は必ずしもサンプリングを利用した損害の決定を禁止していないと述べている(para. 7.127)。その理由は、損害については調査ごとに問題の国内産業全体について 1 つの決定しかなされず、損害の決定は国内産業全体についての集成的な評価であることから、ダンピングの決定のように、一般的ルールは特定の企業によるダンピングの有無の個別の決定であり、例外的に限定的な調査を許すために明示的な規定を置く必要があるわけではないからである。サンプリングが禁止されているとすると、国内生産者の数が比較的限定されている場合にしか損害の決定ができないことになることも指摘されている(para. 7.129)。3.1 条の損害についての一般的な決定についての義務(損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行い、かつ、ダンピング輸入の量、価格に及ぼす影響及びダンピング輸入の国内生産者に結果として及ぼす影響について客観的な検討を行うこと。)が、損害におけるサンプリングの利用の一般的なパラメーターとなる(para. 7.130)のは、当然であろう。

フィレ加工業者を除外するような国内産業の限定を行っての調査は許されないとする一方、必要性があれば 3.1 条に合致するようなサンプリングによる損害の決定を許すとするパネルの判断は注目される。

4 「知ることができた事実」

本件において、パネルは、利害関係者の提供した情報、「知ることができた事実」及び他の関係情報源からの情報の利用について、関係規定(6.8 条及び附属書 2 の規定)の定めるところを次のように明らかにした。

まず、6.8 条は、利害関係者が妥当な期間内に「必要な情報」の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、調査当局は、「知ることができた事実」に基づいて決定を行うことが「できる」と規定しており、これ以外の可能性を 6.8 条は予想していない(para. 7.341)。附属書 2 第 1 項によれば、調査当局は「必要な情報」及び「情報が妥当な期間内に提供されない場合」には、「知ることができた事実」に基づいて「決定」が行われる旨の通知を利害関係者に対して行うべきであり、6.8 条とあわせて読むと同項の文言は、「必要な情報」が利害関係者の有する特定の情報であって、決定を行うために調査当局により要求されたものを示すことを示唆している(para. 7.343)。

次に、附属書 2 第 3 項は、「知ることができた事実」を利用する条件がみたされない唯一の場合を特定している。すなわち、調査当局からの特定の要求に応じて利害関係者から提供された情報が、「確認が可能であり、過度の困難をもたらすことなく調査に使用することができるように適切に提供され、適時に提供され、かつ、場合により、調査当局が要請した媒体又はコンピューター言語によって提供された」場合である。同項に記述されたように様式により提供された情報は決定を行う際に考慮すべきである。このことから、「知ることができた事実」を利用する条件がみたされない場合は、調査当局からの特定の要求に応じて利害関係者から提供された情報は、調査当局が決定を行う際に考慮されなければならないことになる(para. 7.346)。

附属書 2 第 3 項及び 6 項に鑑みると 6.8 条の文言から、決定を行う目的で調査当局が要求した特定の情報を利害関係者が提供する場合であって、「知ることができた事実」を利用する条件がみたされないときは、調査当局は、決定を行うために、提供された情報を無視し、かつ、別の情報源からの情報を利用する権利を持たないことが明らかである(para. 7.347)。

「知ることができた事実」を利用する条件がみたされたときの「知ることができた事実」の利用については、パネルが次のように述べている。6.8 条の「できる(may)」という用語が調査当局に与えている柔軟性は、「知ることができた事実」を利用するすべての条件がみたされた場合には 2 つの選択肢があると理解されなければならない。すなわち「必要な情報」の欠如による情報の欠落を埋めるために調査当局は「知

ることができた事実」を利用することが「できる」か又は関係当事者が提供した情報で「知ることができた事実」の利用のための条件の充足を導いたものに可能な限り依拠することである(para. 7.348)。

以上、本件パネルによれば、6.8条並びに附属書2第3項及び6項の規定により、まず、利害関係者が要求された情報を提供し、「知ることができた事実」を利用する条件がみたされていないときは調査当局は提供された情報を無視して別の情報源からの情報を利用することができない。次に、「知ることができた事実」を利用する条件がみたされているときは、調査当局は「知ることができた事実」を使うか又は十分なものでなくとも利害関係者が提供した情報に依拠するかの2つの選択の余地しか持たない。

6.8条により「知ることができた事実」の利用が可能とされてはいるものの同条及び附属書2の規定によりその利用は制限されており、「知ることができた事実」を利用する条件がみたされていないときは利害関係者の提供した情報を利用しなければならないことが明らかにされ、調査当局による情報収集対象の限定による調査手続への影響が考えられるが、どのような情報を利用できるかがより明確になったことは有意義であろう。

注

(注1) 非損害価格とは、輸入国における同種の製品の国内産業が調査対象である製品の輸出者又は外国生産者と競争することができる価格をいう (Paper from Brazil; Hong Kong, China; India; and Japan, Proposals on the Mandatory Application of the Lesser Duty Rule, TN/RL/GEN/99, 3 March 2006, at 2)。

(注2) Commission Regulation (EC) No. 628/2005 of 22 April 2005 imposing a provisional anti-dumping duty on imports of farmed salmon originating in Norway, Recital 134.

(注3) Commission Regulation (EC) No. 1010/2005 of 30 June 2005 amending Regulation (EC) No 628/2005 imposing a provisional anti-dumping duty on imports of farmed salmon originating in Norway, Recital 8.

(注4) Council Regulation (EC) No. 85/2006 of 17 January 2006 imposing a definitive anti-dumping duty and collecting definitively the provisional duty imposed on imports of farmed salmon originating in Norway, Article 1, Section 5.

(注5) European Communities - Anti-dumping Measure on Farmed Salmon from Norway, Panel Report, Action by the Dispute Settlement Body, WT/DS337/6, 18 January 2008.

(注6) WTO: 2008 NEWS ITEMS, 15 January 2008, DISPUTE SETTLEMENT, WTO members adopt dispute panel ruling on 'salmon',

http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/dsb_15jan08_e.htm (visited on March 9, 2008).

(注 7) WTO: 2008 NEWS ITEMS, 8 February 2008, DISPUTE SETTLEMENT, US sanctions request in GMO case challenged by EC, referred to Arbitration, DS337: EC - Antidumping measures on farmed salmon from Norway,

http://www.wto.org/english/news_e/news08_e/dsb_8feb08_e.htm (visited on March 9, 2008).

(注 8) 前掲注 4。

(注 9) Draft Consolidated Chair Texts of the AD and SCM Agreements, TN/RL/W/213, November 30, 2007 の The term "product under consideration" shall be interpreted to mean the imported product subject to investigation or review. The product under consideration shall be limited to imported products that share the same basic physical characteristics. The existence of differences with respect to factors such as models, types, grades and quality shall not prevent imported products from being part of the same product under consideration if they share the same basic physical characteristics. Whether such differences are so significant as to preclude inclusion of imported products within a single product under consideration shall be determined on the basis of relevant factors, which may include similarity in use, interchangeability, competition in the same market and distribution through the same channels. という部分。参考文献 WorldTradeLaw.net の 54 頁において紹介されている。

(注 10) Commission Regulation (EC) No. 628/2005 , 前掲注(2) , Recital 12.

(注 11) 同上 , Recital 14. Council Regulation (EC) No. 85/2006 , 前掲注(4) , Recital 8.

参考文献

WorldTradeLaw.net, Dispute Settlement Commentary (DSC), Panel Report - European Communities - Anti-Dumping Measure on Farmed Salmon from Norway (WT/DS337/R), available at [http://www.worldtradelaw.net/dsc/panel/ec-salmon\(dsc\)\(panel\).pdf](http://www.worldtradelaw.net/dsc/panel/ec-salmon(dsc)(panel).pdf)

